

# 障がい福祉の現場における ハラスメント対策

## 障がい福祉の現場におけるハラスメント対策

### ■ 令和2年6月から、職場におけるハラスメント防止対策が強化され、パワーハラスメント防止措置が事業主の義務となっています。

※労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法改正による（令和2年6月1日施行）。

※中小事業主は令和4年4月から義務化。

※セクシャルハラスメント等についても、防止対策が強化されています。

事業主は、以下の措置を必ず講じることとされていますので、必要な取組をお願いします。

- ▶ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ▶ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ▶ 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応
- ▶ そのほか併せて講ずべき措置

詳細は、別添リーフレットのほか、厚生労働省ホームページを参照してください。

「職場におけるハラスメントの防止のために（セクシュアルハラスメント/妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント/パワーハラスメント）」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html)

障害福祉の現場におけるハラスメント対策

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000070789\\_00012.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000070789_00012.html)